

東松山・比企広域観光推進協議会とONESTEPとの  
連携と協力に関する協定書

東松山・比企広域観光推進協議会（以下「甲」という。）とグルメ・地域情報サイト「埼玉マガジン」を運営するONESTEP（以下「乙」という。）は、観光振興において相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙は相互に協力・連携し、活力ある観光地域づくりの実現を図ることを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）観光情報の発信に関すること。
- （2）新たな観光資源、特産品の発掘・開発及びその支援に関すること。
- （3）その他観光の振興に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業を行う上で、お互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令又は条例の規程により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙はいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を持する。

令和 5年10月2日

甲 東松山・比企広域観光推進協議会

埼玉県東松山市松葉町 1-2-3  
東松山市総合会館 1階

会長

内山明夫

乙 ONESTEP

埼玉県比企郡川島町中山 1292-21

代表

湯澤雅美